名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ＴＳＤ	岩手県花巻市石鳥谷町八重畑第五地割三十九番地一	電子機器組立て
三輪精機株式会社	埼玉県川越市芳野台三丁目一番地一	機械加工
新光機器械株式会社	愛知県名古屋市西区中小田井四丁目十一番地	機械加工

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社月建設	群馬県利根郡みなかみ町後閑千三百三十四番地一	とび
株式会社光美装	千葉県印西市平賀学園台二丁目三番十四号	表装
有限会社黒川工務店	神奈川県相模原市南区上鶴間二丁目十六番十八号	とび
株式会社飯田工業	静岡県伊豆市牧之郷五百五十二番地の二	ダイカスト

備考　表中の［　］の記載は注記である。

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○法務省告示第三百七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
［イ・ロ　略］		
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社七洋製作所	福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目十三番五号	工場板金、溶接

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
［イ・ロ　同上］		
ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
株式会社七洋製作所	福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目十三番五号	工場板金

備考　表中の［　］の記載は注記である。